

関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム総会・幹事会細則

制定 平成26年2月13日

(目的)

第1条 この細則は、関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）規約第10条に基づく総会及び第11条に基づく幹事会の開催に係る必要事項を定めるものとする。

(総会)

第2条 通常総会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集し、臨時総会については必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。その際、委任状による出席を妨げない。

3 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。総会は会長が招集し、会長または会長が指名した者がその議長となる。

4 総会は必要に応じて、書面により開催することができる。

(幹事会)

第3条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次項により開催する。

2 幹事会は、幹事会構成員の3分の2の出席をもって成立する。その際、代理出席または委任状による出席を妨げない。

3 幹事会の議決は、監査役を除く出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 幹事長の発意により、書面による幹事会を開催することができる。

(議事及び議事録)

第4条 総会及び幹事会における議事は、事務局が記録することとし、議事録等議事に関する書類は、事務局が事業終了年度から5年間保管する。

(細則の改正)

第5条 本細則は、幹事会の議決により改正することができる。

附 則

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。